

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	19,188,703	2,944,612	59,017	166,357,847	185,605,567	2,944,612
社	債	47,431,191	7,264,087	54,819	133,154,092	180,640,102	7,264,087
預貯金	銀 行 預 金	133,424,860	20,303,352	1,362,277	11,704,895	146,492,032	20,303,352
	銀行以外の金融機関の預金	89,628,304	13,581,415	1,415,075	33,898,042	124,941,422	13,581,415
	その他勤務先預金等の利子	10,152,563	1,523,428	21,204	66,534	10,240,301	1,523,428
合同運用信託の収益の分配		4,260,030	652,424	3,334,485	54,495	7,649,010	652,424
公社債投資信託の収益の分配等		13,949,055	2,086,128	36	333,743	14,282,834	2,086,128
小 計		318,034,707	48,355,446	6,246,913	345,569,647	669,851,268	48,355,446
定期積金の給付補てん金等		9,892,863	1,515,092	—	114,481	10,007,344	1,515,092
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		10,135,298	1,803,959	—	3,963	10,139,260	1,803,959
割引債の償還差益		320,996	58,993	—	—	320,996	58,993
計		338,383,864	51,733,491	6,246,913	345,688,091	690,318,868	51,733,491

調査対象等：平成26年2月から平成27年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金

貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。

2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益等に係る分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	合 計	
	支払金額	源泉徴収税額		支払金額	支払金額
	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	1,842,946,486	330,398,960	529,576,097	2,372,522,583	330,398,961
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	18,484,067	2,830,863	7,137,859	25,621,927	2,830,863
源泉徴収選択口座内配当等	579,876,453	88,628,590	—	579,876,453	88,628,590
計	2,441,307,007	421,858,415	536,713,957	2,978,020,963	421,858,415

調査対象等： 平成26年2月から平成27年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する非課税分のほか、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われたもの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
- 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	377,219,129	56,957,886

調査対象等： 平成26年2月から平成27年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 3,890,984,877	千円 151,008,660	千円 40,765,837,703	千円 1,338,680,102	千円 44,656,822,581	千円 1,489,688,762
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	8,165,542	171,373	218,957,512	3,689,944	227,123,054	3,861,317
	計	3,899,150,419	151,180,033	40,984,795,215	1,342,370,046	44,883,945,634	1,493,550,079
退 職 所 得		299,756,383	3,409,816	1,329,740,217	35,886,604	1,629,496,601	39,296,420
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	55,186	—	55,186

調査対象等：給与等の支払者から平成27年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成26年2月から平成27年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	116,227,680	12,852,182
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	312,418,120	40,767,218
	診療報酬	166,734	14,597
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	204,315,844	14,795,478
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	26,976,406	3,267,574
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	71,839,394	4,042,289
	契約金・賞金	5,758,604	483,935
	小 計	737,702,781	76,223,273
法第203条の2該当（公的年金等）		1,762,470,694	69,379,998
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,197,926,762	18,477,357
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		2,073	212
計		3,698,102,310	164,080,840
災害減免法により徴収猶予したもの		—	81

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成27年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成26年2月から平成27年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	421,891	46,028
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	97,392,163	8,274,607
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	28,216,095	3,011,568
退 職 所 得	3,781,439	574,598
役 務 の 報 酬	412,168	73,045
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	50,818,351	5,125,946
著作権の使用料又はその譲渡による対価	3,974,478	372,270
貸 付 金 の 利 子	6,926,394	770,091
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	4,075,686	789,748
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	2,113,033	217,216
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	12,868,354	2,115,209
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	127,637	8,607
賞 金	25,718	4,242
合 計	211,153,407	21,383,175

調査対象等：平成26年2月から平成27年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。